


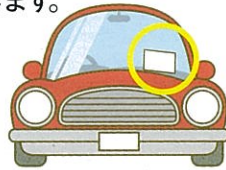
標章について

高齢運転者等専用駐車区間・高齢運転者等専用時間制限
駐車区間のご利用には、本人の申請によって交付される
次の「専用場所駐車標章」が必要です。

第 000000000001 号 平成 22 年 4 月 19 日	
専用場所駐車標章	
登録(車両)番号	300 さ 1234
	みほん
道路交通法第41条の2第1項 第2号 に該当 第3号	
	〇〇〇 公安委員会 之印
<small>標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するときは、普通自動車の前面(前面ガラスがある場合は、その内側)の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。</small>	

標章の使用方法

- 標章の交付を受けた本人が運転している場合のみ駐車できます。
- 標章に登録(車両)番号が記載されている普通自動車のみ駐車できます。
- 標章は、駐車している間、フロントガラスの内側の見やすい箇所に、表面が前方から見やすいように掲示してください。



駐車の方法

- 駐車方法が路面に白線で標示されているときは、その内側に駐車してください。
- 高齢運転者等専用時間制限駐車区間に駐車するときは、パーキング・メーターを作動させるなど、時間制限駐車区間における駐車の方法に従ってください。

ご注意

- 標章の譲渡や貸与はできません。
- 妊娠中または出産後8週間以内の方は、出産から8週間を過ぎると標章を使用できなくなります。速やかに、最寄りの警察署に返納してください。

これらに違反した場合には、罰金等の対象となります。

詳しくは、最寄りの警察署にお問い合わせください。



標章車専用

「高齢運転者等 専用駐車区間制度」が 4月19日から導入されます。



標章車専用



高齢者、身体の不自由な方、
妊娠している方などのための専用駐車区間です。